

食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要領の制定について

22生産第5642号
平成22年11月26日
生産局長通知

食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金については、先に食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要綱（平成22年11月26日付け22生産第5640号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要領

第1 対策の対象

本交付金の各対策の対象は、以下のとおりとする。

1 戦略作物生産拡大等対策

- (1) 戦略作物（麦、大豆、そば、なたね、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料及び飼料作物をいう。以下同じ。）の生産拡大を図る取組
- (2) 国産原材料サプライチェーンの構築を図る取組
- (3) 乳業の再編を図る取組
- (4) 食肉等流通の合理化を図る取組

2 輸入急増等緊急対策

- (1) 円高による輸入急増の影響に対する取組
- (2) 異常気象による品質や収量への悪影響に対する取組

3 口蹄疫復興対策

平成22年4月に発生した口蹄疫により被害を受けた地域における農業の復興を図る取組

第2 対策の実施等

1 成果目標の基準及び目標年度

(1) 成果目標の基準

食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要綱(平成22年11月26日付け22生産第5640号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第3の2の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金の配分基準について（平成22年11月26日付け22生産第5643号農林水産省生産局長通知。以下「配分基準通知」という。）別表に定めるとおりとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、原則として、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業はこの限りではない。

ア 要綱別表のメニューの欄の1の(1)のうち農地の土壌の汚染の除去を図る取組（以下「小規模公害防除」という。）については、事業実施年度から5年以内とする。

イ 要綱別表のメニューの欄の1の(3)のうち、果樹を対象とする取組については事業実施年度から8年後、茶を対象とする取組については事業実施年度から7年後とする。

ウ 要綱別表のメニューの欄の4の(2)から(6)までにあつては、事業実施年度から6年以内とする。

エ 第1の1の(2)の国産原材料サプライチェーンの構築を図る取組にあつては、事業実施年度から3年後とする。ただし、果樹の改植・高接を実施する場合にあ

っては8年後、茶の改植を実施する場合にあっては7年後とする。

2 対策の対象地域

- (1) 事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、要綱別表のメニューの欄の4の畜産物共同利用施設のうち(1)から(4)まで並びに(6)及び(7)の施設については、上記の区域以外を主たる受益地とすることができる。

- (2) 野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、市街化区域内においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備(以下「小規模土地基盤整備」という。)は、交付対象としないものとする。

イ 市街化区域(生産緑地を除く。)で実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

- (3) 国産原材料サプライチェーンの構築を図る取組にあっては、施設設置場所と受益地が同一となる生産施設について、設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合、未利用又は自然エネルギーの効率的・効果的な活用を図るために必要な場合は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。

また、農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設については、サプライチェーンの構築において効率的かつ円滑な原材料の供給・利用に資する場合は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっては、当該施設で処理加工される又は集荷及び貯蔵される農産物は、原則として農用地区域又は生産緑地で生産されたもの並びに前段の施設で生産されたものに限るものとする。

3 費用対効果分析

事業実施主体等(生産局長が別に定める計画主体を含む。以下同じ。)は、事業の実施に当たり、「食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金における費用対効果分析の実施について」(平成22年11月26日付け22生産第5644号農林水産省生産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。)により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

4 地域提案

要綱第3の5の地域提案を実施するに当たっては、各都道府県へ交付された交付金総額の20%を上限とするものとする。

その場合、交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

第3 対策の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱第4の1の生産局長が別に定める事業実施計画は、別表1に規定する項目を

含めて作成するものとする。

- (2) 要綱第4の2の生産局長が別に定める都道府県事業実施計画は、別紙様式1号により作成するものとする。
- (3) 要綱第4の2及び3の生産局長が別に定める協議は、別紙様式3号及び4号により行うものとする。
- (4) (1) 及び(2)の作成に当たっての留意事項は、別記に定めるところによるものとする。

2 実施手続

- (1) 要綱第4の1の事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体等のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体等である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体等が、都道府県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあっては、当該事業実施主体等は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

- (2) (1)の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体等は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。
- (3) 市町村長は、(1)の本文に基づき対策の事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体等が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い都道府県知事に提出するものとする。
- (4) 市町村が事業実施主体等となる場合にあっては、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (5) 要綱第4の3の地域提案及び特認団体の協議は、要綱第4の2の協議の際に併せて行うものとする。

3 事業の着工

事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

第4 国の助成措置

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった時は、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第7の1の生産局長が別に定める事業実施状況報告は、別表2に規定する項目を含めて作成するものとする。

- 2 要綱第7の3に定める報告は、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式2号及び5号により行うものとする。
- 3 1及び2の作成に当たっての留意事項は、別記に定めるところによるものとする。
- 4 都道府県知事は、1の報告を受けた場合、進捗状況に立ち遅れはないか等その内容を検討し、必要に応じ、事業実施主体等に対して適切な措置を講じるものとする。
- 5 国は、都道府県知事に対し、2に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体等ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第6 対策の評価

- 1 要綱第8の1の別に定める事業実施主体等の評価報告は、別表2に規定する項目を含めて作成するものとする。

なお、次に掲げる事業の場合は、中間的な評価を以下のとおり実施するものとする。

 - (1) 第2の1の(2)のイのうち茶の優良品種系統等への改植の場合並びにア及びウの場合は、事業実施年度から3年目の翌年度
 - (2) 第2の1の(2)のイのうち果樹の優良品種系統等への改植・高接の場合は、事業実施年度から4年目の翌年度
 - (3) 国産原材料サプライチェーンの構築を図る取組のうち、果樹の改植・高接及び茶の改植の場合は、事業実施年度から3年目の翌年度。
- 2 都道府県知事は、要綱第8の2による点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 地方農政局長等（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）は、要綱第8の3の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 4 要綱第8の2に定める地方農政局長等への報告は、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式2号及び5号により行うものとする。

第7 他の施策等との関連

食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金による対策（以下「本対策」という。）の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

第8 各取組ごとの実施方針及び留意事項

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については別記に定めるところとする。

附 則

この要領は、平成22年11月26日から施行する。

別表 1（事業実施計画）

事業実施計画に記載すべき項目	
1	成果目標の妥当性に関する項目 成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。
2	成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。
3	費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知により算出するものとし、その算出根拠も合わせて記載又は添付するものとする。
4	施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに規模決定根拠について具体的な数値を用いて記載するものとする。
5	整備する施設等の貸付に係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農家戸数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。
6	担い手の育成目標に関する項目 「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」について現状値と目標値を記載するとともに、「担い手育成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。 ただし、要綱別表メニュー欄の4の（1）の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び（2）の家畜市場については、必要としない。
7	担い手への集約化の取組に関する項目 「集約化の基準（利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等の集約化の判断基準。以下同じ。）」、「現時点及び目標年度における集約率（集約化の基準に占める担い手の割合）」、「集約化への具体的な取組及び取り決め内容（協定等）」、「各受益農家ごとの集約化に向けた具体的な取組・取り決めの一覧」等を記載するものとする。 ただし、次に掲げるものにあっては必要としない。 （1）主要農作物種子に係る事業 （2）要綱別表メニュー欄の4の（1）の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び（2）の家畜市場の整備 （3）畜産生産基盤育成強化のための新生産システムの実践・普及に係る要綱別表メニュー欄の4の（3）の家畜飼養管理施設 （4）飼料増産のための要綱別表メニュー欄の2の（2）の放牧利用条件整備 （5）家畜改良増殖のための要綱別表メニュー欄の4の（5）家畜改良増殖関連施設 （6）畜産周辺環境影響低減施設
8	その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

別表 2（事業の実施状況報告及び評価報告）

事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目	
1	事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式 2 号の 2 に規定されている項目を含み記載するものとする。
2	事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。
3	担い手の育成状況に関する項目 「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」について事業実施後の状況を記載するものとする。 ただし、別表 1 の事業実施計画に記載すべき項目の 6 のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。
4	「担い手への集約化の基準」についての「事業実施後の状況」を記載するものとする。 ただし、別表 1 の事業実施計画に記載すべき項目の 7 のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。
5	事業実施状況に関する詳細な項目 「小規模土地基盤整備」及び「飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備」にあっては「作付面積及び作付率」、共同利用施設整備にあっては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。
6	事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。
7	その他事業実施状況報告に必要な項目

別記

実施方針及び実施に当たっての留意事項

I 事業の実施に当たっての留意事項

第1 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

第2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環廃産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

第3 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

第4 農業共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済（以下「農業共済」という。）への積極的な加入に努めるものとする。

第5 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

第6 農山漁村における女性の参画の促進

次の各号に掲げる事業実施主体は、女性の参画に関する事項を設定している者、又は事業実施期間中に設定することが確実と見込まれる者とする。

- 1 当該事業実施主体が都道府県又は市町村である場合は、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標

- 2 当該事業実施主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標
- 3 当該事業実施主体が農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

第7 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした事業（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。

第8 耕作放棄地対策の推進

事業実施主体が所在する市町村又は主たる受益地の市町村は、原則として、事業実施期間中に、「農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針及び市町村基本構想の見直し等について」（平成17年9月1日付け17経営3348号経営局長通知）に定めるところにより、当該市町村の基本構想について、遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項を実施するよう努めるものとする。

第9 配合飼料価格安定制度への加入促進

本対策における生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、馬及び特用家畜、飼料増産、畜産周辺環境影響低減及び草地環境基盤整備に係る事業の受益者のうち配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

第10 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了し、食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金交付要綱（平成22年11月26日付け22生産第5641号農林水産事務次官依命通知）第7に基づく地方農政局長等への実績報告書の提出により交付金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、公表を行うものとする。

第11 P F I法の活用

地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I法」という。）

の活用に努めるものとする。

第12 推進指導等

- 1 都道府県知事（都道府県が事業実施主体である場合にあっては、「地方農政局長等」。2において同じ。）は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 2 都道府県知事は、1に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

第13 管理運営

1 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

3 指導監督

都道府県及び市町村は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

4 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

5 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

6 交付金名等の表示

本交付金により整備した施設等には、本交付金名等を表示するものとする。

Ⅱ 事業の実施方針

1 取組の概要

要綱第2の各取組区分の概要については、次に掲げるものとする。

(1) 戦略作物生産拡大等対策

① 戦略作物の生産拡大を図る取組

食料自給率の向上に向けた戦略作物の生産拡大に必要となる穀類乾燥調製貯蔵施設等の共同利用施設の整備等を推進する。ただし、戦略作物と他の作目で併用する施設の整備については、戦略作物の利用割合が過半を占める場合又は当該施設の整備規模を戦略作物の処理量に基づいて決定する場合に限る。

麦については、実需者ニーズを踏まえ品質・収量の向上及びその安定化を図るため、パン・中華めん用品種の普及、初冬播き技術等品質・収量向上に資する栽培技術体系の確立・普及等を推進する。

大豆については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、作付面積の拡大、単収の増加、品質の向上、新品種の導入を推進、②産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大等を推進する。

主要農作物種子（主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）第2条に規定する作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子をいう。以下同じ。）のうち戦略作物に係るものについては、種子種苗生産関連施設等の整備により、種子生産における品質の向上や労働時間の削減等を推進する。

そば及びなたねについては、収量及び品質の安定した生産を行うための排水対策等の条件整備、製粉や搾油等の地場加工による産地段階での付加価値向上のための処理加工施設等の整備を推進する。

新規需要米（米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ。）については、その生産拡大に向け、多収米品種の導入のための主食用米との区分集荷等の生産体制の確立を推進する。

飼料作物については、その生産拡大に必要となる飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置を推進するとともに、単収向上、生産の効率化等飼料作物の生産拡大に係る新技術の確立・普及等に必要な条件整備の推進する。

② 国産原材料サプライチェーンの構築を図る取組

野菜、果樹、麦、豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）及びその他品目の加工・業務用需要における国産原材料の安定的な供給体制を構築するため、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、低コスト耐候性ハウス等の整備を支援する。

その他品目については、耕種作物及び畜産物とし、その要件及び基準は、以下のとおりとする。

ア 耕種作物については、価格安定や経営安定を目的とした国等による特別の施

策の対象となっておらず、かつ、全国での栽培面積が500ha以上である品目を対象とする。ただし、当該品目の1世帯当たりの年間消費金額が基準（直近5中3平均）に比べ1割以上増加している品目は対象外とする。

イ 畜産物については、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及びチーズとする。

③ 乳業の再編を図る取組

牛乳及び乳製品の製造コストの低減や衛生水準の高度化（製造の方法及びその衛生管理の方法につき食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造過程を導入することをいう。）を行うため、乳業工場の集約化による乳業施設の整備を推進する。

④ 食肉等流通の合理化を図る取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設整備を推進する。

（2）輸入急増等緊急対策

① 円高による輸入急増の影響に対する取組

果樹、野菜及び花きについては、円高が進行した本年4月以降の期間に輸入の増加により販売環境が悪化していることから、これらの産地の競争力の強化に必要となる以下の共同利用施設の整備等を推進する。

ア 果樹について、優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備、集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウスの整備等

イ 野菜について、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウス、流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、付加価値や商品化率の向上を図る処理加工施設等の整備

ウ 花きについて、産地オリジナル品種の育成・開発体制の構築に必要な種子種苗生産供給施設、姿・形が優れている高級花き供給体制の構築に必要な高度環境制御栽培施設、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設の整備等

② 異常気象による品質や収量への悪影響に対する取組

春期における凍霜害、夏期の高温障害等の気象の悪影響を受けた産地の再生を図るため、都道府県知事が気象条件に起因する下記ア又はイの要件を満たすことを確認した事業実施地区において実施する、品質に基づく選別及び管理が可能な乾燥調製施設その他の共同利用施設の整備等を推進する。

ア 取組の対象となる品目において、本年の上位品質割合（1等米比率、秀品率等）が前年比5ポイント以上減少していること

ただし、酪農については6～9月の上位品質割合で確認することが出来る。

イ 取組の対象となる品目において、本年の生産量、出荷量又は生産額が前年比5%以上減少していること

ただし、茶については一番茶収穫量、酪農については6～9月の生乳生産量でそれぞれ確認することが出来る。また、水稻については「作況指数が98以下であること」と読み替えるものとする。

（3）口蹄疫復興対策

本年4月に発生した口蹄疫に伴い、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）又は口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号）に基づく殺処分が行われた市町村の区域で行う共同利用施設の整備等であって、都道府県知事が当該地域の農業の復興に資すると認めるものを推進する。

（4）その他

（1）の①、（2）又は（3）の対策において、既存の共同利用施設の再編利用に取り組む場合は、以下のものに限る。

- ① 担い手が主体となった主食用米の戦略的販売を推進する観点から、担い手で構成される組織への施設運営委託やサイロ単位等施設の部分貸与等に取り組む地域において、既存の複数の穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用計画の策定を要件として、多様なニーズに対応した小ロット貯蔵の実現、通年安定供給のための品質分析・管理機能の向上等のための改修等を行う場合
- ② 麦、大豆、新規需要米等の計画的な増産に取り組む地域において、既存の複数の穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用計画の策定を要件として、水稻専用施設の大豆との汎用利用や主食用米と新規需要米の区分集荷・保管等のための改修等を行う場合
- ③ 野菜、果樹、花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の複数の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の再編利用計画の策定を要件として、効率的かつ低廉に流通コストの低減を図るための当該施設の新設、増設、補修、更新及び模様替えを行う場合
- ④ 茶の計画的な生産力の強化に取り組む地域において、既存の農産物処理加工施設等の再編利用計画の策定を要件として、当該施設の新設、増設、補修、更新及び改修を行う場合

2 取組の実施基準等

（1）事業の実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

イ 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。

ウ 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

エ 事業実施主体は、Iの第5にかかわらず、以下の施設等については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検

シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

(ア) 要綱別表のメニューの欄の1

(イ) 要綱別表のメニューの欄の2のうち飼料の増産に係るもの

(ウ) 要綱別表のメニューの欄の3

(エ) 要綱別表のメニューの欄の4のうち畜産の生産基盤の育成強化及び飼料の増産に係るもの

オ 共同利用施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、実施計画の審査等においても留意するものとする。

カ 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、5戸以上となるように努めるものとする。

キ 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（（ア）又は（イ）に掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

(ア) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

(イ) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

ク 事業で整備する共同利用施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成18年9月8日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

ケ 共同利用施設の整備に対する交付は、既存共同利用施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新。）は、交付の対象外とするものとする。

ただし、1の（4）に係る取組を実施する場合にあつては、この限りでない。

また、共同利用施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

コ 共同利用施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適

切な能力及び規模の決定を行うものとする。

サ 共同利用施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

(イ) 必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組み合わせ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

シ 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

ス 事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として共同利用施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）及び土地改良区に限るものとする。

(ウ) 当該施設の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。

(エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

セ 果樹について、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済の引き受けが行われている場合にあっては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれること。

また、野菜、果樹又は花きについて、共済引受対象となる生産技術高度化施設を整備する場合にあっては、園芸施設共済への加入が確実と見込まれること。

ソ うんしゅうみかん及びりんごを対象とする場合については、果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づき、需給調整の適切な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。

タ 地産地消に係る共同利用施設を整備する場合にあっては、当該取組に係る農畜産物が生産される市町村又は事業実施主体が、「地産地消の実践的な計画の策定について」（平成17年6月15日付け17生産第1432号農林水産省生産局長通知）に

基づき、地域における地産地消の実践的な計画を策定し、その計画に基づいた推進がなされること。

チ 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

ツ 小規模公害防除を目的とした土壌・土層改良等については、次のいずれかに該当する地域において実施できるものとする。

(ア) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているもの

(イ) 「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」（昭和44年9月11日付け環公第9098号厚生省環境衛生局長通知）3-3-2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

(ウ) 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）別表第2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

テ 飼料作物の生産拡大その他の飼料の増産を図る取組を実施する場合には、事業実施地域において、飼料増産に係る推進計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であることとする。

ト 稲、麦、大豆、果樹及び野菜を対象とした整備事業を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの生産工程管理手法のチェックシートの提出を受けることなどにより、生産工程管理手法の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体あたりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理手法（GAP手法）の導入及び推進について」（平成19年4月6日付け19生産第11号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）に示す「GAP手法（基礎的GAP手法）のモデル」（平成19年3月31日付け農林水産省ホームページにおいて公開した

「基礎GAP」)の生産者用における必須項目の内容を含むものとする。

ただし、チェックシートに必須項目の内容が含まれていない場合においては、別途、必須項目の内容をチェックした書類を添付することでも可とする。

(注)生産工程管理手法とは、生産者自らが、①農作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し農作業を行うとともにこれを記録し、③記録を点検しつつ、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

ナ 1の(4)の①又は②の場合にあつては、米、麦又は大豆の乾燥調製、保管に係る施設であつて、要綱別表のメニューの欄の3のうち乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設又は集出荷貯蔵施設の整備を行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体においては、以下の(ア)から(エ)までに定める再編利用計画を別紙様式7号により作成し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(ア) 再編利用計画の趣旨

戦略作物又は都道府県知事の特認を受けた作物(主食用米を除く)の増産に取り組む地域及び担い手が主体となった主食用米の戦略的販売に向け、担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与等に取り組む地域において、既存の複数の穀類乾燥調製貯蔵施設等を再編利用することにより、担い手を中心とした効率的な施設利用体制の再構築や低廉な乾燥調製サービスの提供を図ることを旨とした計画とする。

(イ) 再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独で策定する若しくは農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体等と共同で策定するものとする。

(ウ) 再編利用計画の内容等

a 計画期間

計画期間は取組実施年度から5年間とする。

b 再編利用計画の内容

再編利用計画には、次に掲げる事項が含まなければならない。

再編利用計画に記載しなければならない項目
1 対象作物の現状及び成果目標 (1) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量 (2) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の成果目標 ※なお、取組実施年度から2年後、計画最終年度(5年後)について成果目標を記載する。

2 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況

- (1) 本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針
- (2) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様（施設能力、しゅん功年等）、直近年度における利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等
- (3) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様、再編後の利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等

3 施設の再編利用のための事業計画

- (1) 再編利用するための再編整備事業計画
- (2) 取組実施年度における具体的な事業内容
 - ※なお、事業計画の策定に当たっては、可能な限り既存施設を有効活用することを前提とし、将来の増産計画に見合った、過剰な施設整備とならないよう留意すること。

4 担い手への優先配慮

担い手集団への穀類乾燥調製貯蔵施設の運営移譲、担い手へのサイロ等施設の部分貸与や利用料金の割引等、担い手に対する優先配慮事項

5 その他

都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(エ) 再編利用計画の承認等

- a 計画策定主体は、再編利用計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- b 都道府県知事は、aにより提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- c 都道府県知事は、bに基づき承認した再編利用計画について、別紙様式8号により取りまとめ、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- d 計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式10号により作成の上、翌年度の5月末までに知事に報告するものとする。
- e 都道府県知事は、dに基づく報告があった場合は、別紙様式11号により取りまとめ、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

再編利用計画の取組状況報告書に記載しなければならない項目	
1	対象作物の現状及び成果目標 (1) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量 (2) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の取組の成果 ※なお、取組実施年度から2年後、計画最終年度（5年後）についての成果目標に変更があった場合はその旨を記載する。
2	穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況 (1) 本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針 (2) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様（施設能力、しゅん功年等）、事業実施前の利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等 (3) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様、現在の利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等
3	再編利用するための再編整備事業計画
4	担い手への優先配慮 担い手集団への穀類乾燥調製貯蔵施設の運営移譲、担い手へのサイロ等施設の部分貸与や利用料金の割引等、担い手に対する優先配慮事項
5	その他 取組状況報告に必要な項目

ニ 1の(4)の③の取組にあっては、野菜、果樹又は花きの集出荷貯蔵又は処理加工に係る施設であって、要綱別表のメニュー欄の3のうち集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を行うことができるものとする。

その場合、集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を実施する事業実施主体においては、以下の(ア)から(エ)までに定める再編利用計画を別紙様式7号により作成し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(ア) 再編利用計画の趣旨

野菜、果樹又は花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の複数の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設を再編利用することにより、流通コストの低減を図ることを旨とした計画とする。

(イ) 再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独で策定する若しくは再編対象施設の受益者又は利用施設の新たな受益者等と共同で策定するものとする。

(ウ) 再編利用計画の内容

再編利用計画には、次に掲げる事項が含まれなければならない。

再編利用計画に記載しなければならない項目	
1	対象品目の現状及び目標 本計画の対象品目ごとの作付面積、出荷量、販売額、主な販売先の現状及び目標 ※なお、取組実施年度から2年後を目標年度とする。
2	対象施設の現状及び再編後の状況 (1) 本計画の対象施設の再編利用についての基本的な方針 (2) 本計画の対象施設ごとの規模、対象品目、処理量、利用状況、利用率、利用料金等の現状及び課題等 (3) 本計画の対象施設ごとの再編後の規模、対象品目、処理量、利用率、利用料金等 ※再編前と再編後の対象施設の配置図、利用料金や運送費が低減する算出根拠を示すこと。
3	施設の再編利用のための事業計画 ※可能な限り既存施設を有効利用することを前提とし、新設の場合は既存施設の有効利用の場合の事業費見積額と比較した事業費低減効果を示すこと。
4	その他 都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(エ) 再編利用計画の承認等

- a 計画策定主体は、再編利用計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- b 都道府県知事は、aにより提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- c 都道府県知事は、bに基づき承認した再編利用計画について、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- d 計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式10号により作成の上、翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- e 都道府県知事は、dに基づく報告があった場合は、当該年度の7月末まで

に別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

再編利用計画の取組状況報告書に記載しなければならない項目	
1	対象品目の現状及び目標 本計画の対象品目ごとの作付面積、出荷量、販売額、主な販売先の目標の達成状況 ※なお、目標に変更のあった場合はその旨を記載する。
2	対象施設の現再編後の状況 (1) 本計画の対象施設の再編利用についての基本的な方針 (2) 本計画の対象施設ごとの規模、対象品目、処理量、利用状況、利用率、利用料金等の現状及び課題等 (3) 本計画の対象施設ごとの再編後の規模、対象品目、処理量、利用率、利用料金等 ※再編前後の施設の位置及び受益地域を示した地図を添付すること。
3	施設の再編利用のための事業計画
4	その他 取組状況報告に必要な項目

ヌ 1の(4)の④の取組にあつては、茶の加工に係る施設であつて、要綱別表のメニューの欄の3のうち荒茶加工施設、仕上茶加工施設の整備を行うことができるものとする。

その場合、農産物処理加工施設等再編利用の取組を実施する事業実施主体においては、以下の(ア)から(エ)までに定める再編利用計画を別紙様式7号により作成し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(ア) 再編利用計画の趣旨

茶の計画的な生産力の強化に取り組む地域において、既存の荒茶加工施設等を再編利用することにより、効率的な施設利用体制の再構築や付加価値の高い茶の加工に適した施設利用体制の再構築を旨とした計画とする。

(イ) 再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独若しくは農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体等と共同で策定するものとする。

(ウ) 再編利用計画の内容

再編利用計画に記載しなければならない項目

- 1 茶生産・加工の現状及び成果目標
本計画の対象となる産地の範囲、農家戸数、栽培面積、生産量、販売額、主な販売先、茶加工施設数（荒茶、仕上茶加工施設）の現状及び目標
※なお、取組実施年度から2年後を目標年度とする。ただし、茶の改植の取組を施設の再編利用と併せて実施する場合にあっては、5年後を目標年度とすることができる。
- 2 農産物処理加工施設等の現状及び再編利用後の状況
(1) 本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針
(2) 本計画の対象となる施設の現状の取扱数量、施設における課題等
(3) 本計画の対象となる施設の再編利用後の取扱数量、期待される効果等
- 3 再編利用のための事業計画
事業実施年度における具体的な事業内容
※なお、事業計画の策定に当たっては、可能な限り既存施設を有効活用することを前提とし、過剰な施設整備とならないよう留意すること。
- 4 その他
都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(エ) 再編利用計画の承認等

- a 再編利用計画策定主体は、再編利用計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- b 都道府県知事は、aにより提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- c 都道府県知事は、bに基づき承認した再編利用計画について、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- d 再編利用計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編利用取組状況報告書を別紙様式10号により作成の上、再編利用計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- e 都道府県知事は、dに基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

再編利用計画の取組状況報告書に記載しなければならない項目

1 茶生産・加工の再編利用後の状況

本計画の対象となる産地の範囲、農家戸数、栽培面積、生産量、販売額、主な販売先、茶加工施設数（荒茶・仕上茶加工施設）

2 農産物処理加工施設等の再編利用後の状況

（１）本計画の対象となる施設の再編利用後の状況

（２）本計画の対象となる施設の取扱数量、再編利用後の成果等

3 再編利用における取組実績

再編利用計画期間中における具体的な取組実績

4 その他

取組状況報告に必要な項目

(2) 事業実施主体

ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体（要綱別表の事業実施主体の欄の（10）の「生産局長が別に定める」団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

イ 要綱別表の事業実施主体の欄の（11）の「生産局長が別に定める消費者団体」とは、「消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、消費者のための活動を恒常的に行っている民間団体（企業・業界団体は除く。）」とし、かつ次の要件をすべて満たす団体とする。

（ア）名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

（イ）営利を目的としないものであること。

（ウ）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

（エ）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

（オ）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号））第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

（カ）構成人数が原則として20人以上の団体であること。

ウ 要綱別表の事業実施主体の欄の（11）の「生産局長が別に定める市場関係者」とは、次に掲げるものとする。

（ア）中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

（イ）卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

エ 要綱別表の事業実施主体の欄の（14）の民間事業者は、次の（ア）又は（イ）の要件を満たすものとする。

（ア）地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）由来の肥料を生産し、又は、生産しようとするもので、地区内の農業者に供給している、又は供給することが確実であること。

（イ）国産原材料サプライチェーンの構築を図る取組においては、加工・業務用国

産原材料を生産者から購入し、食品製造業者等（飲食物（飲食料品又はその原料若しくは材料として使用される農林水産物をいう。）の製造、加工又は製造若しくは加工を行うとともに当該飲食物の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）の需要に合わせた数量、品質、形態等での供給を行い、加工・業務用需要対応のため産地の指導及び育成の取組を行う事業者（以下「中間事業者」という。）とする。なお、生産者は中間事業者を、食品製造業者等は中間事業者を兼ねることができるものとし、生産者が中間事業者を兼ねる場合は、前文中「生産者から購入」とあるのは「自ら生産」と、食品製造業者等が中間事業者を兼ねる場合は、前文中「形態等での供給」とあるのは「形態等で自ら確保」と読み替えるものとする。

オ 要綱別表の事業実施主体の欄の（15）の特認団体は、次のとおりとする。

（ア）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの

（イ）その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

カ 国産原材料サプライチェーンの構築を図る取組の事業実施主体は、要綱別表の事業実施主体の欄の（3）、（4）、（7）から（10）、（12）及び（14）に限るものとする。

（3）交付率

ア 要綱別表の交付率の欄のただし書の生産局長が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の6以内とするものとする。

（ア）対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合

（イ）沖縄県において畜産の生産基盤を育成強化するための畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設及び離農跡地・後継者不在経営施設を整備する場合

イ 要綱別表の交付率の欄のただし書の生産局長が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の4以内とするものとする。

（ア）稲（種子用を除く。）を対象とした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合

（イ）野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合

ウ 要綱別表の交付率の欄のただし書の生産局長が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の3分の1以内とするものとする。

（ア）乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

（イ）米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

（ウ）野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合

（エ）野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整

備する場合

(オ) 畜産物処理加工施設として、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、環境保全施設、伝達性海綿状脳症（以下「T S E」という。）対応施設、たい肥化施設（汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものに限る。）及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）、鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合

(カ) 家畜市場を整備する場合

(キ) 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合

エ 要綱別表の交付率の欄のただし書の生産局長が別に定める率は、農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定の基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、同法第5条に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているものにおいて、小規模公害防除を目的とした土壌・土層改良等を実施する場合とし、交付率を事業費の20分の11以内とするものとする。

(4) 採択要件

ア 成果目標については、配分基準通知の別表1及び2に定めるところにより2つまで設定すること。

イ 事業実施主体が、要綱別表の採択要件の欄の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

ただし、事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合にあっては、3戸未満であっても事業実施主体として認めることができる。この場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式1号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

(ア) 事業の実施計画策定時に、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、c及びdの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 本事業終了後5年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うこと。

b 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

d 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(イ) 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、b及びcの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

b 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 国産原材料サプライチェーンの構築の取組にあっては、以下の（ア）又は（イ）を満たすこと。

（ア）生産者が整備事業を行う場合、中間事業者（生産者が中間事業者を兼ねる場合は、食品製造業者等）と目標年度までの基本契約（国産原材料の供給に係る書面による契約であって、対象となる農畜産物、供給期間及び供給数量について約するものをいう。以下同じ。）を締結していること

（イ）中間事業者が整備事業を行う場合、生産者と目標年度までの基本契約を締結していること。

また、生産者又は食品製造業者等が中間事業者を兼ねる場合であって、かつ、2者のみによる契約取引である場合は、事業実施計画において、目標年度までに中間事業者と直接取引を行う生産者又は食品製造業者等を増加させる旨を規定していること。

サプライチェーンの構築を図る取組により整備する施設で取り扱う事業対象品目は、原則として国産とし、かつ、当該施設においては、本取組に係る基本契約を締結している生産者が当該基本契約に基づいて生産した加工・業務用原材料の処理量を施設全体の処理量の5割以上とすること。

エ 整備事業の上限事業費

要綱別表のメニューの欄のうち次に掲げる共同利用施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて配分対象とすることができるものとする。

整備事業の内容		上限事業費
共同育苗施設	水稻（種子用を除く。）共同育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき900千円、ただし、100ha未満の場合は1,600千円
乾燥調製施設	種子用の場合並びに第1の1の(4)の①及び②のうち既存施設の改修等を実施する場合を除く。	計画処理量1トンにつき450千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用の場合並びに第1の1の(4)の①及び②のうち既存施設の改修等を実施する場合を除く。	米にあつては計画処理量1トンにつき245千円、ただし、計画処理量2千トン未満の場合は315千円 麦にあつては計画処理量1トンにつき450千円
農産物処理加工施設	茶に限る。	原料の計画処理量1トンにつき1,600千円
集出荷貯蔵施設（りんご）		計画処理量1トンにつき380千円
	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。）	計画処理量1トンにつき135千円
	建物	115千円/㎡
集出荷貯蔵施設（なし）		計画処理量1トンにつき270千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）		計画処理量1トンにつき170千円
	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。）	計画処理量1トンにつき90千円、ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円
	建物	70千円/㎡
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、トマトに限る。	計画処理量1トンにつき270千円
地域食材供給施設	上限規模は延べ床面積1000㎡とする。	延べ床面積㎡当たり29万円
農作物被害防止施設	防霜施設	6,400千円/ha
	防風施設	41,970千円/ha
有機物処理利用施設	たい肥等生産施設	480千円/t
家畜飼養管理施設	肉用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	24千円/㎡
	乳用牛舎（ストール等附帯部分	成牛用36千円/㎡

	を除く。)	哺育育成牛用23千円／㎡
	一般豚舎（ストール等附帯部分を除く。)	45千円／㎡
	分娩豚舎（ストール等附帯部分を除く。)	59千円／㎡
	ウインドレス鶏舎（ストール等附帯部分を除く。)	48千円／㎡
	家畜改良施設	216千円／㎡
	畜産新技術に係る施設	225千円／㎡
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	6,000千円×1日当たりの処理能力(豚換算頭数)
	T S E 対応施設	8,200千円×牛1日当たりの処理能力
	食鳥処理施設	200千円×1日当たりの処理能力
	鶏卵処理施設	100千円×1年当たりの処理能力
家畜市場		5,000千円×子牛市場の開催日1日当たりの取引頭数
家畜排せつ物処理利用施設	堆肥舎	35千円／㎡
	屋根掛け	21千円／㎡
	尿貯留施設	30千円／㎡
飼料作物関連施設	バンカーサイロ	7千円／㎡
	乾草舎	45千円／㎡
	飼料調製施設	25千円／㎡
	優良種子増殖施設	57千円／㎡
	種子貯蔵庫	33千円／㎡
	飼料分析指導室	203千円／㎡
	種子精選機	16,560千円／台
	脱粒剥皮機	2,610千円／台
	種子乾燥機	18,090千円／台
	栄養分析器	9,900千円／台
	ミネラル分析器	1,170千円／台
	土壌分析器	630千円／台

(注) 1 共同利用施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は対象としない。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

オ 実施要綱別表の採択要件の欄の(4)の生産局長が定める場合とは、小規模公害防除のための土壌・土層改良等を実施する場合とする。

ただし、（５）のアの（ア）のfの（c）により土壌土層改良（Ⅱの第１の２の（１）のテの地域において実施するものに限る。）と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められ、同地域の区域外で実施する農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに附帯する事業をいう。）及びかんがい用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

カ 要綱別表の採択要件の欄の（５）に定める総事業費に満たない場合にあっても、要領第１の３に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあつては、当該事業を実施できるものとする。

キ 面積要件等

(ア) 要綱別表の採択要件の欄の1の(3)の生産局長が別に定める事業対象作物の作付(栽培)面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

品目	面積要件	留意事項
稲	50ヘクタール	- 原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 - 受益地区内に水田がある場合は次に掲げるa又はbの要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げるa又はb要件を満たしていること。 a 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 b 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
麦	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
豆類		
大豆	20ヘクタール	
雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
主要農作物種子		
稲	指定種子生産ほ場（種子法第3条第1項の規定により指定された指定種子生産ほ場をいう。以下同じ。）の面積が25ヘクタール	
麦	指定種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
大豆	指定種子生産ほ場の面積が5ヘクタール	
いも類	北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な	

		産地の場合は500ヘクタール) 都府県：25ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は250ヘクタール)	
	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
	かんしょ	50ヘクタール	
茶		10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度には場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
てん菜		50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。の区域内にあること。	
さとうきび		10ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
こんにゃく		10ヘクタール ただし、種苗用については30ヘクタール	・地域特産物の栽培は場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
そば		5ヘクタール	
ハトムギ		10ヘクタール ただし、1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。）	
葉たばこ なたね ホップ		10ヘクタール	
染料作物		5ヘクタール	
その他地域特産物		2ヘクタール	
蚕		集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。	

	なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1ヘクタール以上であることとする。	
果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。	
上記以外の果樹	3ヘクタール	
露地野菜	10ヘクタール ただし、沖縄県にあつては5ヘクタール	
施設野菜	5ヘクタール	
露地野菜	2ヘクタール	・都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合とする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。
施設野菜	5,000平方メートル	
露地花き	5ヘクタール	
施設花き	3ヘクタール	

（イ）農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号）に基づく有機農産物の生産技術に適合した農産物、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用施設を導入する場合にあつては、上記に関わらず、導入が見込まれる農地面積がおおむね5ヘクタール以上であることとする。

（ウ）中山間地域等において事業を実施する場合にあつては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

- 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域
- 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域
- 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域
- 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する

る法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域
 f 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

品目	面積要件	留意事項
稲	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げるa又はbの要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げるa又はbの要件を満たしていること。 a 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 b 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
豆類	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール
		2ヘクタール ・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
主要農作物種子（稲）	指定種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	
ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
	北海道：10ヘクタール 都府県：5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
かんしょ	10ヘクタール	
	5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
茶	5ヘクタール	
てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調	

	整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
なたね こんにゃく ホップ	5ヘクタール	
染料作物	3ヘクタール	
果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール	
上記以外の果樹	3ヘクタール	
露地野菜	5ヘクタール	
施設野菜	3ヘクタール	
露地花き	3ヘクタール	
施設花き	2ヘクタール	

(5) 共同利用施設等の基準

要綱別表のメニューの欄の耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物共同利用施設整備、畜産物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

共同利用施設等	補助対象基準
耕種作物小規模土地 基盤整備	・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・受益面積は、原則として1ヘクタール以上、5ヘクタール未満とする。ただし、果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）別表の1の（1）の基盤整備）において助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあっては、上記に定める事業規模以上についても実施できるものとする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。 ・水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の（3）の土地改良通年施行をいう。）により行うものとする。 ・耕作道等を整備する場合にあっては、全幅員が、耕作道にあっては、おおむね2メートル以上、支線道路にあっては、おおむね3メートル以上のものとする。 なお、かんきつ産地を対象とする場合にあっては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知）に準ずるものとする。
ほ場整備	
園地改良	・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。
優良品種系統等への改植・高接	・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の得失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園

地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる（a）から（f）までに定めるところにより実施できるものとする。

（a）優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良又は農道整備との一体的な実施について、特に留意するものとする。

（b）交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」（平成22年7月12日公表）及びその関連通知並びに都道府県が定める計画又は果樹産地構造改革計画に即したものであるものとする。

なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。

（c）優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は対象としないものとする。ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあっては、この限りではない。

（d）園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。

（e）交付対象とする事業は、防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者によって共同で行われるものに限るものとする。

（f）事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。

・茶の場合にあっては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある品種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる（a）から（c）までに定めるところにより実施できるものとする。

（a）事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。

（b）交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県育成品種等とする。なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とする。

ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化または共同化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性が確保されると都道府県知事が認める場合に

	あつては、この限りではない。 (c) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。 ・桑の場合にあつては、園地改良等と一体的に実施する場合、病害虫の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。
暗きょ施工	
土壌土層改良	・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。 ・環境保全の取組において、土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあつては、土壌機能の増進に係る次の要件を満たす地域であることとする。 なお、土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められる農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きょ施工を実施できるものとする。 また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあつては、5ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。 (a) 「地力増進法」（昭和59年法律34号）第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあること。 (b) 地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同第2の1及び第3の1において定められている「土壌の性質の基本的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壌の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模以上であること。 ただし、離島（離島振興法第2条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県）及び山間へき地（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地域）内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまった農用地が確保できない地域にあつては、おおむね1ヘクタール以上とする。 - i 都府県の場合 10ヘクタール - ii 北海道の場合 20ヘクタール (c) 小規模公害防除については、受益面積が10ヘクタール未満とするものとし、土壌土層改良に加え、次に掲げる事業も実

		施できるものとする。 i ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換するための施設の新設又は改修 ii かんがい用排水施設の新設又は改修 iii 農用地間の地目変換のための事業
飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備		
飼料作物作付条件整備		
耕作道整備		
雑用水施設整備		
飼料生産ほ場整備		
牧草地及び飼料畑等造成整備		・ 牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後 5 年以上経過しているものを対象とするものとする。
排水施設等整備		
隔障物整備		
放牧利用条件整備		
耕作・放牧道整備		
雑用水施設整備		
隔障物整備		
放牧地・放牧林地の整備		
放牧拡大整備		・ 集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等
野草地整備		・ 野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備
未利用地活用放牧拡大整備		・ 未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備等

	・要綱別表の交付率の欄のただし書の生産局長が別に定める場合及び額は次に掲げる（a）から（c）までのとおりとする。 （a）傾斜地等活用整備（傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、70,000円を上限として交付できる。 （b）野草放牧地整備（未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備を行う。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、10,000円を上限として交付できる。 （c）耕作放棄地活用整備（耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に整備する。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、50,000円を上限として交付できる。
公共牧場運営基盤整備	・公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による再編成整備を推進するためのものとする。 ・要綱別表の事業実施主体の欄の1の（1）のただし書きの生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備は以下の施設とする。
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧地・放牧林地の整備	
放牧拡大整備	・集約放牧の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等とする。
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備とする。
公共牧場の効率的利用及び再編整備に必要な施設	
水田飼料作物作付条件整備	

排水対策	
土壌改良・診断	
ほ場区画拡大	
高収量草種・品種の導入	
障害物除去	
耕種作物共同利用施設	・野菜を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (a) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 (b) 事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器（国産原材料サプライチェーンの構築を図る取組において、集出荷貯蔵施設の附帯施設として当該施設と一体的に整備し、かつ、通い容器の適正な保管を含めた運営体制、台帳等により一元的な管理が確保される場合を除く。）又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
共同育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	

幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕共同飼育施設	・飼育能力は、おおむね400箱（1箱は2万頭とする。）以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物、主要農作物種子及び地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基き、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りでない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	・土地利用型作物及び主要農作物種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみ

	がら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設、直売施設又は交流施設と一体的に整備するものとする。 ・建物を新設する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対

	象に含めることができるものとする。 ・地産地消のための整備を行う場合は、地場産物の端境期や地場産物が不足する際などでも地域の実需者及び消費者に安定的に供給する観点から、事業実施地区外で生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。その場合、当該施設における農産物又は農産物加工品（以下、地産地消の取組において「農産物等」という。）及び畜産物又は畜産物加工品（以下、地産地消の取組において「畜産物等」という。）の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施地区内で生産された農産物等及び畜産物等（以下「農畜産物等」という。）の割合が、3分の2以上とする。 また、当該施設における加工品の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施主体の所在する都道府県内に向けた取扱量または取扱額の割合が、3分の2以上とする。 ・大豆に係る施設を食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は増設のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとするが、品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。 ・地産地消のための整備を行う場合においては、事業実施地区内で生産された畜産物を加工する施設の整備を行うことができるものとする。この場合、畜産物加工施設の補助対象基準を満たすものとする。

直売施設	・主に事業実施地区内で生産された農畜産物等の販売に必要な施設をいうものとする。 ・消費者の動向等に対応して、事業実施地区内並びに農業振興地域及び生産緑地にかかわらず、事業実施主体が所在する都道府県内の運営上効率的な拠点に設置することとする（地産地消を推進するため、併せて加工施設、交流施設又は地域食材供給施設を整備する場合、これらの施設も同様の取扱いとする）。 ・当該施設における農畜産物等の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施地区内で生産された農畜産物等の割合が、3分の2以上とし、当該農産物等の取扱量又は取扱額が、当該畜産物等の取扱量又は取扱額を上回るものとする。 なお、事業実施地区外の直売施設と連携して直接納入を受けている農畜産物等についても、事業実施地区内で生産された農畜産物等の取扱量又は取扱額に含めることができることとする。 ・農産物自動販売機を整備できるものとする。 ・整備に当たっては、事業実施地区の事情を踏まえながら、年間を通じて有効活用が図られるよう努めるものとする。 ・附帯施設として、駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備を行うことができるものとする。
交流施設	・主に事業実施地区内で生産された農畜産物等を利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な施設をいうものとする。 ・地産地消のために交流施設を整備する場合は、直売施設の附属施設として直売施設と一体的に整備するものとする。 ・整備に当たっては、事業実施地区の事情を踏まえながら、年間を通じて有効活用が図られるよう努めるものとする。 ・附帯施設として、駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備を行うことができるものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	

附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとし、対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・地産地消のために整備するものについては、事業実施地区内で生産した農畜産物等を集出荷して、地域の実需者や小売業者に安定的に供給するための施設とする。 ・地産地消のために整備を行う場合には、当該施設における農畜産物等の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施地区内で生産された農畜産物等の取扱量又は取扱額の割合が、3分の2以上とする。 また、当該施設における農畜産物等の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施主体の所在する都道府県内に向けた農畜産物等の割合は、3分の2以上とする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあつては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、ま

	た、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	
貯蔵施設	品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、C A貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。
選別、調製及び包装施設	消費者及び実需者に生産情報を提供するためにI Dコードや2次元コード等を品物に付す施設を整備することができる。
品質向上物流合理化施設	- 米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び増設又は増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。 - 広域的な出荷体制を構築するため、品質向上物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	- 複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、（a）品質向上物流合理化施設、（b）集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、（c）精米施設とする。 - 産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 - 精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定めるすべての要件を満たすものとする。 なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業協同組合が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 （a）当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 （b）加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及

	び関係行政機関等との調整が図られていること。 (c) 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 (d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。
農産物取引幹施設	・ 茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。 (a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 (b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。 - i 茶……………1,000ヘクタール - ii こんにゃく……………600ヘクタール
青果物流通拠点施設	・ 青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
残さ等処理施設	
附帯施設	
地域食材供給施設	・ 地域食材供給施設とは、主として事業実施地区内の農畜産物等を使用した料理を提供する施設をいう。 - なお、施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 ・ 消費者の動向等に対応して、事業実施主体が所在する都道府県内の運営上効率的な拠点に設置することとする（地産地消のために併せて加工施設を整備する場合、これらの施設も同様の取扱いとする）。 ・ 当該施設における農畜産物等の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施地区内で生産された農畜産物等の割合が、3分の

	2以上であることとする。 なお、事業実施地区外の直売施設と連携して直接納入を受けている農畜産物等についても、事業実施地区内で生産された農畜産物等の取扱量又は取扱額に含めることができることとする。 ・ 附帯施設として、駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備を行うことができるものとする。
産地管理施設	産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等に係る情報の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・ 土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。 また、農産物の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。
附帯施設	
用土等供給施設	・ 共同育苗施設、耕種農家等に良質な用土等の供給を行うのに必要な施設とする。
用土供給施設	・ 共同育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	・ 土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・ 農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。 ・ 事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の

	優れた地区について認めることとし、1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上（中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹、茶及び花きを事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上）とする。 ただし、防風施設のうちネット式鋼管施設（鋼管を主たる構造部材として構築した立体形状骨格に被害防止ネットを被覆した施設をいう。以下同じ。）についてはこの限りでないものとする。 なお、この場合、共同利用を確保するための措置として、以下の内容をすべて実施することとする。 そのうち（a）から（c）までの実施に当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 （a）栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 （b）資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 （c）共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 （d）所有の明確化 当該施設は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 （e）管理運営 当該施設が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防霜効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。 （a）園地が、道路のほか、水路、法面又は水田等他作物のほ場1枚により分断されていること。 （b）当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防霜施設の団地的な整備に係る年次計画が策定

	されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 ・ 防霜効果の発現を高めるため、既存の防霜施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
防風施設	・ 受電施設は含まないものとする。 ・ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防風効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。 なお、この場合、防風施設（ネット式鋼管施設を除く。）については、防風効果の期待される範囲は施設の接地面からの距離が当該施設の高さの10倍から15倍までの範囲を基本とする。 また、前記の受益地が道路等により分断され、隣接しない園地の場合には、以下のいずれかの要件を満たすものとする。 (a) 道路のほか、水路、法面、水田等他作物のは場1枚により分断されていること。 (b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防風施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 さらに、防風効果の発現を高めるため、既存の防風施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点か

	ら、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
病虫害防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	
生産技術高度化施設	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。 ・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容をすべて実施することとする。 そのうち（a）から（c）までの実施に当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 （a）栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 （b）資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 （c）共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 当該施設は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 （e）管理運営

	当該施設が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。
技術実証施設	先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設、モデル壮蚕用蚕室（自動給桑装置を装備した壮蚕用共同飼育装置を設置した蚕室）等とする。
省エネルギーモデル温室	- 施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とし、全設置面積は、おおむね5,000平方メートル以上とする。 - 自動換気装置を必ず装備するとともに、地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとする。 また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。
低コスト耐候性ハウス	50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあつては、当該風速とすることができ。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとし、その規模は、設置実面積が500平方メートル以上とする。 - 必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 - 当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 - 事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 - 設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に関し、地域内において当該施設を分けて設置することができる。

高度環境制御栽培施設	・ 野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・ 整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあつては、当該風速とすることができる）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。 ・ 必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。 ・ スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。 ・ 整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。
高度技術導入施設	・ 施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・ 「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。

	脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へのエネルギー（電気や熱をいう）の供給を目的とする施設であって、トリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とし、その規模は、栽培床がおおむね2,000平方メートル以上とする。
栽培管理支援施設	・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯蔵施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。 ・「パインアップル品質向上生産施設」の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。 - i 事業実施主体が農業協同組合である場合には、当該施設を農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体に利用させることができるものとする。この場合において、事業実施主体は、共同利用規程を作成し、その適切な管理及び運営を図るものとする。 - ii 事業実施主体又はiにより施設を利用する営農集団は、施設の共同利用計画を作成し、その適正な管理及び運営を図るものとする。また、当該計画に合わせて施設の効率的利用を図るために必要な場合に限り、当該施設を移動させることができるものとする。
株分施設	いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とす

施設	る。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・都道府県における主要農作物種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	・たい肥等の製造に必要な施設とする。 ・たい肥の原料収集・運搬の効率等を考慮して、事業実施地区内に同時に「たい肥等生産施設」と「たい肥流通施設」を設置しても差し支えないものとする。
たい肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源をたい肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産されたたい肥の需要のほか、既存のたい肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・たい肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用

	する場合は、たい肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 (a) 製造されたたい肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造されたたい肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
たい肥流通施設	・たい肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存のたい肥舎等の有効活用若しくはたい肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存のたい肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、たい肥の需要等を十分に考慮するものとする。
たい肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
地域資源肥料化処理施設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。
附帯施設	
畜産物共同利用施設整備	
畜産物処理加工施設	
産地食肉センター	・整備する場合には、次に定めるすべての要件に適合すること。 - i 当該施設は、原則として都道府県が策定した食肉の流通合

	理化計画に基づくものであること。 ii 当該施設の整備について、食肉及び家畜の流通合理化対策要綱（平成6年6月23日付け6畜A第1463号農林水産事務次官依命通知。以下「流通合理化要綱」という。）第4の1の食肉センターの施設整備計画の承認を受けていること。 iii 当該施設を新設する場合にあっては、その1日当たりの処理能力がおおむね1,400頭（肥育豚換算：牛又は馬1頭につき豚4頭に換算。以下同じ。）以上の規模であること。増設の場合にあっては、増設の結果1日当たりの処理能力がおおむね1,400頭（肥育豚換算）以上の規模となること。 iv 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副生物の区分管理等TSEに対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 v 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとする。
と畜解体・内臓処理施設	・と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ・全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力とする。）を持つ冷却施設を有する冷蔵庫であって、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の5日以上で枝肉懸吊装置等を備えていることとする。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
安心安全モデル施設	・自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
その他の施設・機械	

副生物等処理施設	
衛生管理施設	・ 次の i 又は ii の基準に適合すること。 - i と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則、食肉処理業に関する衛生管理について（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知）及びと畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて（平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 - ii 輸出に係る機械施設であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
環境保全施設	・ 汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
食鳥処理施設	・ 新設する場合にあっては、その1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模であること。 ・ 増設の場合にあっては、増設の結果1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・ 冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	

その他の施設・機械	
副生物等処理施設	
衛生管理施設	- 次の i 又は ii の基準に適合すること。 - i 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成 3 年 3 月 25 日付け政令第 52 号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年 6 月 29 日付け厚生省令第 40 号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 - ii 輸出に係る機械施設であつて、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
環境保全施設	汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設	当該施設の 1 日当たりの取扱量がおおむね 13 トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の機械器具	

乳業工場	・次に定める１及び２の要件に適合するものとする １ 新工場の整備は、新設を行う場合にあっては３以上の、増設を行う場合にあっては２以上の既存の乳業工場の廃棄（新設及び増設のいずれにおいても、新工場の整備を行う乳業者以外の乳業者が所有するものの廃棄を含むものとする。以下同じ。）を併せて実施するものとする。 ２ 整備する新工場については、（１）、（２）、及び（３）の全てに適合するものとする。 （１）新工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては日量１０トン以上、乳製品製造施設にあっては日量３００トン以上とする。 （２）新工場の年間の生乳処理量は、新設の場合にあっては廃棄する複数の乳業工場等の年間生乳処理量（直近の過去３年の平均値。以下同じ。）の合計数量（以下「廃止工場合計数量」という。）を、増設の場合にあっては当該増設を行った既存の新工場の増設以前の年間生乳処理量と廃止工場合計数量との合計数量を超えないものとする。 （３）新工場の衛生管理手法は、ＨＡＣＣＰ方式（食品衛生法に定める総合衛生管理製造過程）の承認を受けるものとする。 ・乳業工場の生乳処理能力の算出については、（ア）から（エ）までの方法により算出された数量の合計とする。 （ア）飲用乳処理施設にあっては、飲用牛乳の充填機の能力（牛乳については１日６時間稼働として計算した場合の能力を、加工乳、発酵乳等については、直近における１日当たりの生乳使用実績数量を能力とみなし、これらの合計）により得られた数量の合計とする。 （イ）乳製品製造施設にあっては、バター製造機及びスプレードライヤー（練乳・濃縮乳を併せて製造する場合を含む。）の製造能力（時間当たりの乳製品製造量）に生乳換算係数（それぞれの設備に対応して、バター及び脱脂粉乳の生乳換算係数（１２．３４、６．４８）及びそれぞれに１０時間又は２０時間（１日当たりの設備の稼働時間）を乗じて得られた数量の合計とする。 （ウ）チーズの製造設備の場合あっては、同設備における過去３年の平均製造量（原料乳製品搬入量を控除したもの）にチーズの生乳換算係数（１２．６５）又は５年後の計画製造量（原料乳製品搬入量を控除したもの）にチーズの生乳換算係数を乗じて３１０日で除して得られた数量とする。 （エ）練乳の専用製造設備の場合は、その濃縮機の製造能力（時間当たりの乳製品製造量）に生乳換算係数（２．６６）及び２０時間（１日当たりの設備の稼働時間）を乗じて得られた数量とする。
------	--

畜産物加工施設	・生産者が共同又は生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体（以下「生産者支援組織」という。）が行う加工のための施設・設備とする。 ・生産者が共同で施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳または食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・生産者支援組織が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸し付けについては、地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合及び農業協同組合連合会が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者が組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。
家畜市場	・次に定める要件に適合するものであること。 （a）家畜市場の再編整備を実施する場合の家畜市場の設置場所は、家畜取引法（昭和31年法律第123号）第20条の地域家畜市場再編整備計画、広域営農団地整備計画又は広域営農団地関連施設計画（広域営農団地育成対策要綱（昭和46年6月10日付け46農政第2741号農林事務次官依命通知）第3の1又は第4の1に基づき作成されるものをいう。）を定めている地域であること。また、家畜市場の再配置のための移転又は家畜市場の環境対策、衛生対策若しくは機能強化対策のための施設整備を行う場合は、流通合理化要綱第4の1の家畜市場の施設整備計画の承認を受けていること。 （b）家畜市場の統廃合により、1年間における家畜取引頭数が3,500頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。）以上となると見込まれること。
基本施設	
環境対策施設	・污水处理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。
衛生対策施設	

機能高度化施設	
家畜飼養管理施設	・ 共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー、共同利用ウインドレス鶏舎、共同利用畜舎と一体的に整備する設備及び共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の（a）及び（b）の要件に適合するものであることとする。 （a）事業実施地域は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年6月14日法律第182号。以下「酪肉振興法」という。）第2条の4第1項の規定に基づく計画（以下「市町村計画」という。）を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。 （b）事業実施地域は、アクションプラン（市町村計画又は酪肉振興法第2条の3第1項の規定に基づく計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたもののことをいう。以下同じ。）を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内とする。 ・ 共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー、共同利用ウインドレス鶏舎及び飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等の整備については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。 （a）当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有（当該団体が法人でない場合は利用者の共有）に属し、かつ、登記簿（表示の登記を含む。）上この旨が明らかであること。 （b）当該施設に係る管理費（個人の不注意による破損の修繕に要する費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。）の徴収が利用度に応じて行われること。 ・ 次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。 （a）同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 （b）当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 （c）事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。 ・ 当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に

	支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。 - 畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。 (a) 場所 原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあつては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。 (b) 規模等 i 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。 $\text{面積} = 40 \text{ m}^2 (\text{共用部分}) + 10 \text{ m}^2 (\text{管理人等1人当たり専有部分}) \times \text{管理人等人数}$ ii iの共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。 - 建造物の構造部分（柱、梁等）の木造化及び内装部分（床、壁、窓枠、戸等）の木質化に積極的に取り組むものとする。 - 共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎の整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、1棟が500㎡を超える畜舎についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。
共同利用畜舎	- 肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。）の経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及及び牛のは育育成経営部門の外部化並びにヘルパー組織等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。以下同じ。）の統合のうちのいずれかのためのものであること。 - 肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。

- (a) 対象畜種が、肉用牛又は豚であること。
- (b) 計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあつてはおおむね300頭以上（繁殖牛にあつてはおおむね100頭以上）、乳用種にあつてはおおむね500頭以上、肥育豚にあつてはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあつてはおおむね150頭以上であること。

ただし、中山間地域等にあつては、計画飼養頭数はそれぞれの2分の1以上であるものとする。
- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人の経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
 - (a) 事業実施主体は協業法人であること。

ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。
 - (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限られ、法人が構成員に含まれないこと。
- ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。
 - (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされること。
 - (b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていること。
 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
 - ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けること。
 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行うとともに、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行い、かつ、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うこと。
- ・当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。
- ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものと

	する。
共同利用フリース トール牛舎	・ 協業法人の経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・ 当該施設を協業法人の経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 事業実施主体は協業法人であること。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ (b) の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5 戸以上の自然人たる農業者に限られ、法人が構成員に含まれないこと。 ・ 当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされること。 (b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていること。 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 - ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けること。 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行うとともに、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行い、かつ、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うこと。 ・ 当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
共同利用ミルキング パーラー	・ 協業法人の経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・ 当該施設を協業法人の経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 事業実施主体は協業法人であること。

	ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。 （b）事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限られ、法人が構成員に含まれないこと。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （a）新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされること。 （b）その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていること。 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 - ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けること。 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行うとともに、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行い、かつ、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うこと。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
共同利用ウインドレス鶏舎	・閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。 ・事業実施主体は農業者で構成され、農業協同組合連合会、農業協同組合又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないこと。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （a）新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。

	(b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、モデル実践活動を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は5戸以上で構成されるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
放牧利用施設	
共同利用畜舎と一体的に整備する設備	- 共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎と合わせて措置するものとする。 - 整備する設備は生産行程に直接にかかわりかつ共同利用畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は共同利用畜舎等で行われる生産行程のあり方の本質にかかわるものとする。 - 生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。
共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設	- 共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎と合わせて措置するものとする。 - この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水（共同利用ミルキングパーラーに係るものを含む。）について適切な処理が行われるよう特に留意する。
飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等	- 要綱別表の事業実施主体の欄の（1）のただし書きの生産局長等が別に定める自給飼料関連施設は、「飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」とし、公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。 - 放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築を含むことができるものとする。

自給飼料関連施設	・施設の管理について、次の条件を満たすものとする。なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。 (a) 当該施設がすべての利用者から構成された団体の所有（当該団体が法人でない場合は利用者の共有）に属し、かつ、登記簿（表示の登記を含む。）上この旨が明らかであること。 (b) 当該施設に係る管理費（個人の不注意による破損の修繕に要する費用等明確に個人が負担すべき金額を除く。）の徴収が利用度に応じて行われること。 ・当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1 施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。 (a) 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積等）は、原則として同一であること。 (b) 当該施設に係る飼料を給与する家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 (c) 事業参加者において、飼料作物の共同収穫、家畜排せつ物の共同処理等が図られること。
混合飼料調製・供給施設	・施設用地の造成整備を含む。 ・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
混合飼料貯蔵・保管庫	・施設用地の造成整備を含む。 ・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
飼料作物収穫調製貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
単味飼料貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
地域未利用資源調製貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
家畜排せつ物処理施設	・施設用地の造成整備を含む。
飼料生産・調製・保管施設	・施設用地の造成整備を含む。
管理棟	・施設用地の造成整備を含む。

飼料給与設計用電 算施設	・ 自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。
家畜改良増殖関連 施設	
きゅう舎	
畜舎	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵 及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	
衛生検査施設	
能力調査施設	
隔離検疫豚舎	
隔離検疫鶏舎	
畜産新技術実用化 施設	
その他家畜改良増 殖又は畜産新技術 の取組のための必 要な機械器具	
附帯施設	
離農跡地・後継者	・ 新規就農及び規模拡大に必要な施設とする。

不在経営施設

- ・事業を実施する場合は、以下の要件を満たすものとする。
 - (a) 事業実施主体が、農地保有合理化事業、信託（農業協同組合法第10条第3項に定める事業をいう。）又は農業経営事業（同法第11条の31第1項に定める事業をいう。以下同じ。）により、離農者等から買い入れた農用地又は施設であって、新規就農者等に一定期間（原則5年以内）貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。
 - (b) 事業実施主体が、農地保有合理化事業又は農業経営事業により離農者等から借り入れた農用地であって、新規就農者等に一定期間貸し付けることを予定しているもの及び当該農用地に存する施設であって、当該離農者等から借り入れて新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。
 - (c) 事業実施主体が、離農者等から買い入れた農業用施設用地又は施設であって、新規就農者等に貸し付けること又は一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。
 - (d) 事業実施主体が、離農者等から借り入れた施設であって、新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。
 - (e) 事業実施地域は、市町村計画を作成した市町村の区域内または都道府県知事が適当と認める市町村の区域内とし、アクションプランを策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内又は都道府県内とする。
- ・事業の対象者
 - (a) 新規就農者にあつては、以下の要件をすべて満たすこと。

ただし、新規に畜産経営を開始する法人にあつては、以下のiiiの要件を満たすこと並びにi、ii及びivを満たす常時従事者である構成員が1人以上いること。

 - i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。
 - ii 原則として、40歳未満又は40歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。
 - iii 当該地域における平均経営規模以上の経営を営むことが見込まれること。
 - iv 青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けるか、又は認定を受けることが見込まれること。
 - (b) 規模拡大者にあつては、以下の要件をすべて満たすこと。
 - i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。
 - ii 原則として、50歳未満又は50歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。
 - iii 当該地域における農用地面積又は家畜飼養頭数が、おおむね当該地域における平均経営規模以上であつて、かつ、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示されている効率的かつ安定的な農業経営の目標規模以上の経営を営むことが見込まれること。

・ 交付対象

- (a) 畜舎、畜舎と一体的に整備する施設、家畜排せつ物処理施設及び附帯施設で、老朽又は損傷箇所の補修、構造変更に伴う改修、飼養規模の拡大に対応した増築、飼養管理方法の改善又は変更に対応した新築及びそれらに伴う不要施設の撤去（後継者不在経営施設の新築及びそれらに伴う不要施設の撤去については、家畜排せつ物処理施設に限る。）を含むことができるものとする。

・ 事業の実施

- (a) 交付対象となる施設等の残存耐用年数は、原則として、畜舎等の施設にあつては5年以上（補修及び改修に係る施設については、補修及び改修後の耐用年数が5年以上）とする。

- (b) 家畜整備については、次のとおりとする。

事業実施主体が買い入れ、新規就農者等に貸し付ける場合に認めるものとし、その対象は次に掲げるものとする。

i 乳牛

4歳未満の登録牛又はその娘牛であること。

ii 肉用牛（繁殖牛）

おおむね8カ月以上4歳未満の繁殖雌牛であること。

iii 豚（繁殖豚）

生後3カ月以上12カ月以内のものであること。

iv その他の家畜

都道府県知事が適当と認めたものであること。

- (c) 家畜の貸付期間

家畜の貸付期間は、原則として、5年以内とする。

- (d) 家畜に係る交付率等

要綱別表の交付率の欄のただし書に基づき家畜整備に適用するものとして生産局長が別に定める率及び額は、事業費の2分の1以内で、かつ、1頭当たり350,000円以内とする。

なお、事業費には、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費（家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貸車諸設備経費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃、輸送保険料等）を含むものとする。

- (e) 家畜の貸付契約

事業実施主体は、家畜の貸付に当たっては、貸付規程を整備し、かつ、新規就農者等との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。

畜舎

畜舎と一体的に整

備する設備	
家畜排せつ物処理施設	
簡易ほ場整備	
家畜整備	
附帯施設	
畜産周辺環境影響低減施設	・ 畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎またはたい肥舎等に対して設置する脱臭施設及び浄化处理施設とする。 ・ 事業を実施する場合は、次の条件を満たすものとする。 (a) 整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制に適合し、周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 (b) 受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
脱臭施設	・ 畜舎又はたい肥舎等と接続するための整備を含む。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
浄化处理施設	・ 畜舎又はたい肥舎等と接続するための整備を含む。 ・ 施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
一体的に整備する設備	・ 脱臭施設又は浄化处理施設と一体的に整備するものとする。 ・ 整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化处理施設の適正な管理に必要な施設とする。